平成２４年（フ）第１１７９号
横浜市瀬谷区本郷１丁目51番地２　青葉荘103号
債務者　臼井　廣幸
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４号
静岡市駿河区国吉田３丁目２番22―805号
債務者　小泉　静也
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５号
静岡市駿河区国吉田３丁目２番22―805号
債務者　小泉　國子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５号
静岡市駿河区中島1692番地の３　サンピュアおれんじ101号、旧住所静岡市葵区瀬名中央１丁目４番10号
債務者　佐々木章博
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６号
静岡市駿河区中島1692番地の３　サンピュアおれんじ101号、旧住所静岡市葵区瀬名中央１丁目４番10号
債務者　佐々木冨美子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４７号
静岡市駿河区中島1692番地の３　サンピュアおれんじ101号、旧住所静岡市葵区瀬名中央１丁目４番10号
債務者　佐々木悠妃
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１７８９９号
東京都文京区本郷３丁目30番８号
破産者　株式会社野村出版
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９００号
東京都江戸川区清新町１丁目２―１―602
破産者　野村　季史
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２号
北海道旭川市住吉６条１丁目９番13号
破産者　有限会社カネイ三協農水
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端１番地１
破産者　小野　正志
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３６０号
千葉県印西市小林1702番地１
破産者　齊藤　　進
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１００８８号
埼玉県所沢市大字山口494
破産者　中納　　豊
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５６号
愛知県あま市下萱津平島56
破産者　邵城工芸有限会社
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８２３号
神戸市北区惣山町４丁目13番地の７、開始決定時の住所神戸市中央区元町通４丁目２番８―404号
破産者　遠近　広美
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５９号
福岡県久留米市荒木町荒木1257番地の７
破産者　株式会社ハウス企画
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４２５号
横浜市戸塚区川上町87番地１ウェルストンⅠビル
破産者　株式会社テクノシステム
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５５号
金沢市打木町東1328番地
破産者　株式会社角谷商店
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所